

最高裁秘書第586号

令和4年3月3日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年2月24日に答申（令和3年度（情）答申第42号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第23号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年10月6日（令和3年度（情）諮詢第23号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（情）答申第42号）

件名：大阪高等裁判所が司法記者クラブに対して開廷表を提供する際の取扱いが  
書いてある文書の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「大阪高裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載  
されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）」の開示  
の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、平成27年12月25日付け「被害者  
特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を秘密記載部分として閲覧等制  
限の申立てがされた事件の報道機関等に対する期日情報の提供等について（民  
事部、刑事部、総務課申合せ）」と題する文書（以下「文書1」という。）及  
び平成29年4月5日付け「裁判部における大阪司法記者クラブ名簿の利用に  
関する運用について」と題する文書（以下、文書1と併せて「本件対象文書」  
という。）を特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）  
は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
大阪高等裁判所長官が令和3年9月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要  
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢  
がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書について原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開  
示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以  
下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件不開示部分が法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、文書1のうち、1頁の各不開示部分及び3頁の上から3行目の不開示部分は、裁判所が保有するシステムへの入力項目が明らかになるような情報であり、当該部分を公にすることによりシステムに対する攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

また、本件対象文書のその余の不開示とした部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されており、これが公になると、報道機関による取材活動の方法等が明らかとなるとともに、それに対する裁判所的一般的な対応についても明らかになるおそれがあり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月6日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年2月18日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 文書1を見分した結果によれば、1頁の各不開示部分及び3頁の上から3行目の不開示部分には、裁判所が保有するシステムへの入力項目を明らかにする情報が記載されていることが認められる。上記記載内容に加え、裁判所の管理運用するシステムが外部から攻撃される可能性は排除できないことを踏まえれば、上記情報が公になると、外部からの上記システムに対するサイバー攻撃の

糸口等を推測させ、悪意ある者の攻撃を容易にするなど、情報セキュリティの確保に脅威が生じるおそれがあり、情報セキュリティ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、これらの情報が法5条6号の不開示情報に相当するという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分のうち、前記1記載の不開示部分以外の部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されていることが認められる。これが公になると、報道機関による取材活動の方法等とともに、これに対する裁判所の一般的な対応について推知され、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係が損なわれると認められることから、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子